

江別剣道連盟 激励費規程

(目 的)

第1条 この規定は、江別剣道連盟（以下「本連盟」という。）激励費支給に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本連盟の会員及び加盟する団体が公式大会の全国大会に出場したときに激励費を助成する。ただし、中学校・高等学校は北海道大会を含める。

個人 5,000円

団体 10,000円

第3条 その他、本規定に定めがない事項および特に必要がある場合は、そのつど会長と協議のうえ決定する。

附 則

この規程は、平成29年3月26日制定し、平成29年5月20日より施行する。

※ 公式大会とは、

- ・公益財団法人日本体育協会および、これに加盟する競技団体
- ・一般財団法人日本剣道連盟
- ・公益財団法人全国高等学校体育連盟
- ・公益財団法人日本中学校体育連盟
- ・全日本学校剣道連盟

が主催する大会とする。

江別剣道連盟 弔慰規程

(目 的)

第1条 この規定は、江別剣道連盟（以下「本連盟」という。）の役員および会員等の死亡の際の弔慰に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程に定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟の会長、副会長、理事長、副理事長、審判部長、指導部長、理事、監事
- (2) 本連盟の名誉会長、名誉会員、顧問及び参与
- (3) 本連盟の会員
- (4) その他、特に剣道の普及び発展に功労があり、会長が決定した者

(弔 慰)

第3条 適用者が死亡したときは、その遺族又は葬祭を行った者に弔慰金等を贈呈する。

2 弔慰の内容は、適用者の功績その他を勘案し、会長が決定する。

3 第2条適用者のうち特に功績顕著な者については、会長は理事会の議を経て江別剣道連盟葬をもって葬祭を行うことができる。

第4条 その他、本規定に定めがない事項および特に必要がある場合は、そのつど会長と協議のうえ決定する。

附 則

この規程は、平成27年3月24日制定し、平成27年4月12日より施行する。